平成２１年（フ）第６７０号
神奈川県厚木市山際799番地
債務者　篠谷　靖博
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６７７号
神奈川県中郡二宮町中里735番地の５
債務者　日野　勝巳
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１１７９号
埼玉県新座市栗原６丁目７番６号　ハイネス近藤105号室
債務者　岩佐　　彰
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１８号
埼玉県加須市東栄１丁目15番９号、旧住所埼玉県加須市大字戸川130番地　木下方
債務者　櫻井ヨシ江
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３８号
さいたま市見沼区東大宮５丁目40番地８　コーネル東大宮107号室
債務者　早乙女則夫
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６４３号
神奈川県秦野市堀西579番地の２　コーポ並木201号
債務者　宮崎　俊男
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１２６号
岐阜県土岐市土岐津町高山161番地
債務者　鈴木　満日
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１４４号
岐阜県土岐市土岐津町高山161番地
債務者　鈴木　泰子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１５４号
岐阜県瑞浪市穂並３丁目41番地
債務者　川合　理美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１５５号
岐阜県瑞浪市一色町２丁目93番地
債務者　大野　洋美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１７７号
岐阜県瑞浪市稲津町小里1213番地の２
債務者　小栗多美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１８２号
岐阜県多治見市市之倉町７丁目175番地の174
債務者　山口　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１８３号
岐阜県郡上市和良町三庫4607番地１、住民票上の住所岐阜県恵那市長島町中野1269番地403
債務者　志津美代子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第４０５号
静岡県浜松市東区市野町191番地の１ｃａｓａ201号
債務者　池上　公士
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２４４１号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字ウノ割71番地１　ローレルスクエア蟹江本町606号
債務者　双紙功日呼こと双紙クラウジオアツヒコこと　ＳＯＳＨＩ　ＣＬＡＵＤＩＯ　ＡＴ　ＳＵＨＩＫＯ
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４９６号
名古屋市瑞穂区松園町１丁目８番地　キャッスルミニ松園101号
債務者　田口　之朗
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１４号
愛知県一宮市北方町中島字下出東1178番地１　コーポ小椋Ａ
債務者　マルシン薬局こと　神農　弘明
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部